

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成28年3月29日(火曜日)

号外第29号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○監査委員公表	
監査の結果に関する報告について(3件)	1

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第5号

監査の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月29日

- | | |
|----------|--------|
| 神奈川県監査委員 | 真島 審一 |
| 同 | 高岡 香 |
| 同 | 太田 眞晴 |
| 同 | 小川 久仁子 |
| 同 | 茅野 誠 |

第1 監査の種別及び実施団体数

財政的援助団体等の監査を26団体について実施した。

第2 監査実施期間

平成27年10月27日から平成28年2月4日まで

第3 監査を実施した財政的援助団体等の範囲

- 1 県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体(以下「出資団体」という。)
- 2 県が補助金等の財政的援助を与えている団体
- 3 県が公の施設の管理を行わせている団体(以下「指定管理者」という。)

第4 監査の結果

平成26年度における財政的援助団体等の出納その他の事務の執行で、当該財政的援助、出資又は公の施設の管理業務に係るものについて監査した26団体のうち、次の6団体について不適切事項が認められた。

- 1 不適切事項又は要改善事項が認められた団体(6団体)

(1) 社会福祉法人神奈川県民生福祉協会

ア 監査実施日

平成28年1月20日(平成27年11月13日職員調査)

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県女性保護施設さつき寮の管理運営業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成26年度において次の施設の管理を行わせてい

るので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料
神奈川県女性保護施設さつき寮	円 124,950,161

エ 監査の結果

(不適切事項)

指定管理業務の実績報告に当たり、平成26年度実績報告書等の決算額が、本来の収支差額と8,682円の差異が認められるなど誤った数値で県に報告されていた。また、基本協定書第51条第1項に規定の期限までに実績報告書等を提出していなかった。

(2) 神奈川県森林組合連合会

ア 監査実施日

平成28年1月7日(平成27年11月9日職員調査)

イ 事業の概要

この連合会を直接又は間接に構成する者(所属員)に対し、森林経営に関する指導、森林の施業及び経営の受託、病害虫防除その他森林保護等及び所属員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売等の事業を実施している。

ウ 監査の対象

県は平成26年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(7) 補助金

名称	補助額
県産木材流通コーディネート事業補助金	円 213,000
生産指導活動事業補助金	22,284,000
木材生産協定推進事業補助金	2,499,000
計	24,996,000

(4) 交付金

名称	交付額
神奈川県水源林長期施業受委託事業交付金	円 450,460,000

(ウ) 貸付金

名称	前年度 末残高	平成26年度		年度末 残高
		貸付額	償還額	
恩賜記念 林業振興 資金(木 材共販事 業資金)	円 0	円 23,000,000	円 23,000,000	円 0
恩賜記念 林業振興 資金(経 営資金)	86,000,000	96,000,000	86,000,000	96,000,000
計	86,000,000	119,000,000	109,000,000	96,000,000

エ 監査の結果

(不適切事項)

補助金事務において、平成26年度県産木材流通コーデ
ィネート事業補助金に係る消費税仕入控除税額報告書の
提出に当たり、外部講師謝金に係る消費税等相当額を仕
入税額控除の適用対象としなかったため、返還すべき補
助金返還相当額の算定を誤り、補助金返還額が4,000円不
足していた。

(3) 三崎マリン株式会社

ア 監査実施日

平成28年1月20日(平成27年11月13日職員調査)

イ 事業の概要

三崎漁港内の漁船の避難場所の確保と秩序を維持し沿
岸漁業の振興を図るとともに漁業と海洋レクリエーショ
ンとの調和を図るため、ヨット等の保管業務及び水産業
協同組合法に既定された水産施設に関わる業務等を実施
している。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているので、平成26年度におけ
る出納その他の事務の執行を監査した。

出資

資本金	県の出資額	県の出資割合
円 60,000,000	円 20,000,000	% 33.3

エ 監査の結果

(不適切事項)

支出事務において、平成26年度の弁護士及び非常勤役
員等への報酬の支払いに当たり、所得税と併せて復興特
別所得税を源泉徴収していなかったため12件、1,008円が
徴収不足となっていた。また、給与所得の源泉徴収税額
表を適用すべきところ、所轄税務署の見解を確認するこ
となく、誤って事業所得の税率を適用して税額を算出し、
所得税及び復興特別所得税30件、37,890円を過大に源泉徴
収していた。

(4) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構

ア 監査実施日

平成27年11月9日(平成27年9月30日、同年10月1日、
同月2日及び同月5日職員調査)

イ 事業の概要

医療の提供、医療に関する調査研究及び技術者研修の
実施、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障
害児入所施設の運営及び災害時の医療救護などを行って
いる。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成26年度におい
て財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の
事務の執行を監査した。

(ア) 出資

資本金	県の出資額	県の出資割合
円 13,556,701,044	円 13,556,701,044	% 100.0

(イ) 補助金

名称	補助額
	円
感染症指定医療機関運営 事業費補助金(足柄上病 院)	6,714,000
神奈川県地域医療介護総 合確保基金事業費補助金 (新人看護職員職場内研 修事業費補助事業)(足 柄上病院)	745,000
神奈川県新型インフルエ ンザ等対策医療機器整備 費補助金(足柄上病院)	2,221,000
神奈川県周産期救急医療 事業費補助金(患者受入 事業)(こども医療セン ター)	18,668,000
神奈川県周産期救急医療 事業費補助金(日中一時 支援事業)(こども医療 センター)	2,316,000
神奈川県地域医療介護総 合確保基金事業費補助金 (新人看護職員職場内研 修事業費補助事業)(こ ども医療センター)	1,180,000
神奈川県地域医療介護総 合確保基金事業費補助金 (帝王切開術対応医師確 保事業)(こども医療セ ンター)	43,000
神奈川県看護実習受入拡 充事業費補助金(こども 医療センター)	538,000
神奈川県精神科救急医療 施設運営費補助金(精神 医療センター)	14,742,791
神奈川県地域医療介護総 合確保基金事業費補助金 (新人看護職員職場内研 修事業費補助事業)(精 神医療センター)	422,000
神奈川県医療施設耐震化 施設整備事業費補助金 (精神医療センター)	26,476,000
神奈川県がん診療連携拠 点病院機能強化事業費補 助金(がんセンター)	17,536,000
神奈川県地域医療介護総 合確保基金事業費補助金 (新人看護職員職場内研	960,000

修事業費補助事業) (がんセンター) 神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金 (新人看護職員職場内研修事業費補助事業) (循環器呼吸器病センター)	513,000
計	93,074,791

(h) 負担金

名称	負担額
運営費負担金	12,169,727,000

(c) 貸付金

名称	前年度末残高	平成26年度		年度末残高
		貸付額	償還額	
移行前地方債償還債務	20,578,078,263	0	1,514,638,320	19,063,439,943
地方独立行政法人神奈川県立病院機構貸付金	20,239,250,000	7,270,000,000	820,750,000	26,688,500,000
計	40,817,328,263	7,270,000,000	2,335,388,320	45,751,939,943

エ 監査の結果

(不適切事項)

- 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。
 - (1) 精神医療センターが締結したグリストラップ清掃業務委託契約(単価契約、支払総額477,900円)における単価について、契約書に記載されていないものなどがあり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める委託の基準に反していた。
 - (2) 足柄上病院等が締結した有機溶剤・化学物質、水銀含有物処理業務委託契約他4契約(単価契約、支払総額1,342,760円)の履行確認に当たり、地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約事務取扱規程に定める検査調査を作成していなかった。
 - (3) 精神医療センターが締結した残飯塵芥処理業務委託契約(単価契約、支払総額7,100,235円)の業者選定に当たり、設計額、入札公告入札不調後の随意契約のそれぞれにおいて、異なる残飯塵芥処理見込量を用いて算定を行っていた。
- 2 財産管理事務において、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立に当たり県から承継した車両(承継時評価額70,290円(税抜))について、固定資産台帳から除却すべきであったがその処理が行われず、その後、平成25年度に当該車両を売却した後も固定資産台帳に登録されていた状況が看過され続けたため、平成26年度期末時点において、現存しない資産が固定資産台帳に登録されているとともに、貸借対照表の資産等の計上が過大となっていた。
- (5) 職業訓練法人神奈川県能力開発センター

ア 監査実施日

平成27年12月14日(平成27年11月5日職員調査)

イ 事業の概要

知的障害者に対し、社会適応能力及び作業能力の開発向上のための認定職業訓練を行うとともに、職業訓練に関する調査、研究及び情報提供等を実施している。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているため、平成26年度における出納その他の事務の執行を監査した。

出資

資本金	県の出資額	県の出資割合
540,500,000	270,000,000	49.9%

エ 監査の結果

(不適切事項)

- 1 収入事務において、平成26年度障害者能力開発助成金(第2種:運営費助成金)(確定額103,853,536円)の精算報告に当たり、助成対象経費の報告額に平成27年3月分謝金を算入していなかったため、助成金の戻入額が過大であった。
- 2 契約事務において、産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託契約(支払総額172,260円)の締結に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に規定された書面による契約が行われておらず、また受託者の許可証の写しが添付されていなかった。
- (6) 一般社団法人かながわ土地建物保全協会

ア 監査実施日

平成27年11月19日(平成27年10月7日から同月9日まで職員調査)

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県県営住宅及び神奈川県借上公共賃貸住宅(横浜・川崎等地域及び相模原地域)の管理運営業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成26年度において次の施設の管理を行わせているため、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料
神奈川県県営住宅及び神奈川県借上公共賃貸住宅(横浜・川崎等地域)	2,544,450,000
神奈川県県営住宅及び神奈川県借上公共賃貸住宅(相模原地域)	393,250,000
計	2,937,700,000

エ 監査の結果

(不適切事項)

契約事務において、県営住宅の駐車場の空区画における無許可駐車対策として設置している封鎖ブロックにつ

いて、空区画の利用開始に伴うブロック撤去作業の単価を、「小口・急修繕工事業務委託契約書(県営住宅等)」により当協会が定める小口修繕単価の範囲以内としているが、撤去したブロックを施工業者が再利用する場合、空区画封鎖撤去作業(再利用)単価(H27.6月以降、11,300円)ではなく、区画封鎖撤去作業(処分)単価(H27.6月以降、13,100円)を適用した請求書を受理し、撤去区画51箇所(総額566,500円)において、計90,400円を過大に支払っていた。

(要改善事項)

「県営住宅等における消防用設備定期点検及び水道・給水・汚水施設等の維持管理業務の委託に関する件」

一般社団法人かながわ土地建物保全協会(以下「協会」という。)が行った県営住宅等の指定管理業務のうち、消防用設備定期点検及び水道・給水・汚水施設等の維持管理業務の委託に当たり、一般競争入札に拠らず随意契約の方法により同一業者と委託契約を締結していた。

協会は、指定管理業務の一部である県営住宅等の消防用設備定期点検及び水道・給水・汚水施設等の管理を維持管理業務として平成24年度に委託するに当たり、当該維持管理業務14件を条件付一般競争入札により執行していたが、入札参加資格審査委員会において落札業者を付帯条件付きで5年間の維持管理指定業者に指定する議決をしており、翌年度以降の業務において、設計価格が入札案件に該当するものについても当該指定業者との随意契約の方法により執行していた。

この契約方法について、協会では、同委員会の委員長が会長であり、同委員会の議決をもって協会の会計規程で入札によらず随意契約できる「会長が特に必要と認めるもの」に該当する場合として随意契約したものであった。

しかし、同規程によれば随意契約では二者以上から見積書を徴取する必要があったが、指定業者と交わした契約書添付の仕様書に設けた「前年度の業務に瑕疵が無い場合に指定を継続する」「協会の設計額と指定業者の見積書の比較を見積合せとする」趣旨の付帯条件により、業者を指定した翌年度以降は指定業者からの見積書により契約していた。

この契約方法は、協会と指定業者との関係では協会独自の見積合せの方法による有効な契約であっても、指定の翌年度以降の契約においては指定業者が優先されるため、第三者に対しては説得性に欠ける契約方法であり、協会が受注しない前提での協会と指定業者の見積合せには競争性は見込めず、実質的には一者随意契約と変わらないと考えられる。

協会によれば、当該見積合せに関する規定は無いが、指定管理者制度では民間活力を活かした質の高いサービスの提供が求められているので、指定業者のノウハウの蓄積や習熟度が見込める点を評価して行っていた。

以上のとおり、本件の契約方法は、業者を指定した翌

年度以降において、業務範囲が拡大又は減少する場合や有利な条件を提示する業者が参加する可能性がある中で当初の指定業者を優先する合理的な理由が乏しいこと、また、会計規程では想定していない付帯条件を付け形式的には見積合せでありながら実質的には一者随意契約と変わらない契約をしている点において、競争性の確保や会計規程との整合性が不十分である。

従って、協会の維持管理業務の契約方法については、競争性の確保及びサービスの質の向上の観点から改めて検証して会計規程との整合性を図る必要があると認められる。

2 不適切事項及び要改善事項が認められなかった団体(20団体)

(1) 公益財団法人神奈川科学技術アカデミー

ア 監査実施日

平成27年11月5日(平成27年9月28日及び同月29日職員調査)

イ 事業の概要

先端的な科学技術分野、中小企業のための産業技術分野等における研究開発の推進及び支援、研究開発成果の育成、技術移転、知的財産活用の促進、試験計測の実施及び技術相談等の事業を実施している。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成26年度において次の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(イ) 出資

基本金	県の出資額	県の出資割合
円 4,987,443,000	円 3,326,380,147	% 66.7

(ロ) 補助金

名称	補助額
公益財団法人神奈川科学技術アカデミー事業費補助金	円 860,586,040
公益財団法人神奈川科学技術アカデミー高度計測事業費補助金	207,000,000
公益財団法人神奈川科学技術アカデミー薄膜太陽電池計測評価事業費補助金	3,700,000
計	1,071,286,040

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(2) 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

ア 監査実施日

平成27年12月15日(平成27年11月10日職員調査)

イ 事業の概要

水源環境の理解促進及び宮ヶ瀬湖周辺の活性化の推進

に係る事業を行うとともに、指定管理者として神奈川県立あいかわ公園の管理運営業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成26年度に次の施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資

基本金	県の出資額	県の出資割合
円 1,520,000,000	円 500,000,000	% 32.9

(イ) 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立あいかわ公園	円 指定管理料 118,107,000 利用料金収入等 19,973,420

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(3) 株式会社湘南国際村協会

ア 監査実施日

平成27年11月12日（平成27年10月8日及び同月9日職員調査）

イ 事業の概要

経済、経営、科学、文化等に関する各種研修会の企画、誘致及び開催や各種調査研究及びその受委託、文化、スポーツ等各種催物の企画、誘致及び開催等を行うほか、湘南国際村における不動産の管理及び賃貸、建物等の管理等の受委託を行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しているため、平成26年度における出納その他の事務の執行を監査した。

出資

資本金	県の出資額	県の出資割合
円 2,500,000,000	円 1,000,000,000	% 40.0

エ 監査の結果

出資に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(4) 株式会社かながわGAパートナーズ

ア 監査実施日

平成28年2月4日（平成27年11月11日職員調査）

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立花と緑のふれあいセンターの管理運営業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成26年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立花と緑のふれあいセンター	円 指定管理料 78,253,521 利用料金収入 73,673,450

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(5) 公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団

ア 監査実施日

平成27年11月17日（平成27年10月22日職員調査）

イ 事業の概要

交響管弦楽による演奏会を開催し音楽芸術の普及向上を図るとともに、青少年のクラシック音楽への関心を高めるための音楽教育事業を実施している。

ウ 監査の対象

県は平成26年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 補助金

名称	補助額
神奈川フィルハーモニー管弦楽団補助金	円 195,000,000

(イ) 負担金

名称	負担額
神奈川フィルハーモニー管弦楽団2014年度特別演奏会第9回フレッシュコンサート負担金	円 1,700,000

エ 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(6) 公益財団法人神奈川県私学退職基金財団

ア 監査実施日

平成27年11月19日（平成27年10月28日職員調査）

イ 事業の概要

私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置している加入学校法人に対し、教職員等の退職金に係る資金の給付事業を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成26年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
神奈川県私学教職員退職基金財団補助金	円 485,248,590

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(7) 公益財団法人地球環境戦略研究機関

ア 監査実施日
平成27年11月12日(平成27年10月13日職員調査)

イ 事業の概要
地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図るため、統合的戦略研究計画に基づく研究等の事業を実施している。

ウ 監査の対象
県は次のとおり出資しており、また平成26年度において次の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(7) 出資

基本財産及び戦略研究基金	県の出資額	県の出資割合
円 250,000,000	円 250,000,000	% 100.0

(4) 補助金

名称	補助額
公益財団法人地球環境戦略研究機関補助金	円 105,153,000

エ 監査の結果
出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(8) 公益財団法人かながわトラスみどり財団

ア 監査実施日
平成27年10月27日(平成27年9月25日職員調査)

イ 事業の概要
かながわのみどりの保全・創造に関する普及啓発及び緑の募金の推進や県民との協働による身近な緑地の保全、森林の整備及び地域の緑化の推進等を実施している。

ウ 監査の対象
県は次のとおり出資しており、また平成26年度において次の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(7) 出資

基本金	県の出資額	県の出資割合
円 332,000,000	円 300,000,000	% 90.4

(4) 補助金

名称	補助額
トラス運動推進事業費補助金	円 76,435,000
県民参加森林づくり活動支援事業補助金	64,620,000
計	141,055,000

エ 監査の結果
出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(9) 公益社団法人神奈川県医師会

ア 監査実施日

平成27年10月27日(平成27年9月24日及び同月25日職員調査)

イ 事業の概要
医学の振興、医師の生涯研修、医学、医療の調査研究活動を通じた国際交流、地域医療の推進発展及び地域保健の向上に関する事業等を行うとともに、指定管理者として神奈川県立汐見台病院の管理運営業務を行っている。

ウ 監査の対象
県は平成26年度において次の財政的援助を行っており、また次の施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(7) 補助金

名称	補助額
県民医療対策事業費補助金	円 3,009,000
保険医療機関等指導費補助金	2,189,000
神奈川マンモグラフィ講習会開催に係る補助金	642,000
神奈川県地域医療再生計画事業費補助金(休日診療所運営支援事業)	35,800,000
神奈川県地域医療再生計画事業費補助金(休日夜間急患診療所運営体制確保事業(夜間延長運営費))	898,000
神奈川県地域医療再生計画事業費補助金(休日夜間急患診療所運営体制確保事業(電話相談対応費))	10,179,000
眼科救急医療対策費補助金	15,112,496
神奈川県地域医療再生計画事業費補助金(眼科救急機能強化事業)	4,385,000
耳鼻咽喉科救急医療対策費補助金	21,193,772
神奈川県地域医療再生計画事業費補助金(耳鼻咽喉科救急機能強化事業)	8,764,000
神奈川県地域医療再生計画事業費補助金(県内医師確保支援事業)	2,615,000
神奈川県地域医療再生計画事業費補助金(救護班(医療チーム)派遣体制整備事業)	2,043,000
神奈川県医師会保育園医部会補助金	540,000
神奈川県医師会健康スポーツ医部会補助金	850,000
計	108,220,268

(4) 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立汐見台病院	円 指定管理料 754,897,650 利用料金収入等 3,846,508,440

エ 監査の結果
補助金等に係る出納その他の事務の執行について、不

適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(10) 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会

ア 監査実施日

平成27年12月8日(平成27年11月10日職員調査)

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県聴覚障害者福祉センターの管理運営業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成26年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料
神奈川県聴覚障害者福祉センター	149,420,000 円

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(11) 公益財団法人神奈川県生活衛生営業指導センター

ア 監査実施日

平成27年12月25日(平成27年11月5日職員調査)

イ 事業の概要

生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導や、生活衛生関係営業に関する利用者及び消費者の苦情の処理及び当該苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合に対する指導などを実施している。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成26年度において次の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資

基本金	県の出資額	県の出資割合
15,048,000 円	6,000,000 円	39.8 %

(イ) 補助金

名称	補助額
(公財) 神奈川県生活衛生営業指導センター運営費補助金	27,316,000 円
生活衛生営業振興事業費補助金	17,390,000 円
計	44,706,000 円

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(12) 神奈川県信用保証協会

ア 監査実施日

平成27年11月4日(平成27年10月5日職員調査)

イ 事業の概要

中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付等を受けることにより、金融機関に対して負担する債務を保証している。また、これに付随する業務として、中小企業者の資産・経営状態の調査、経営相談及び金融相談を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成26年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
神奈川県信用保証協会補助金	523,143,811 円

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(13) 横浜商工会議所

ア 監査実施日

平成27年12月8日(平成27年10月28日職員調査)

イ 事業の概要

商工業の総合的な改善発達を図るなど商工業の発展に寄与することを目的として、商工会議所としての意見の公表、国会等に具申及び建議するとともに、行政庁等の諮問への答申、商工業に関する調査研究等の事業を実施している。

ウ 監査の対象

県は平成26年度において次の財政的援助を行ったので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

補助金

名称	補助額
商工会・商工会議所地域振興事業費補助金	323,374,000 円

エ 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(14) Fun Space株式会社

ア 監査実施日

平成27年11月17日(平成27年10月7日職員調査)

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立芦ノ湖キャンプ村の管理運営業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成26年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	利用料金収入

神奈川県立芦ノ湖キャン プ村	円 133,094,648
-------------------	------------------

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(15) 公益財団法人神奈川県公園協会

ア 監査実施日

平成27年11月20日（平成27年10月19日から同月21日まで職員調査）

イ 事業の概要

指定管理者として神奈川県立保土ヶ谷公園ほか10箇所の管理運営業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成26年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
	円
神奈川県立保土ヶ谷公園	指定管理料 193,610,000 利用料金収入等 116,560,240
神奈川県立葉山公園・はや ま三ヶ岡山緑地	指定管理料 14,400,000 利用料金収入等 12,476,580
神奈川県立秦野戸川公園	指定管理料 86,511,000 利用料金収入等 14,171,800
神奈川県立大磯城山公園	指定管理料 61,587,000 利用料金収入等 2,688,690
神奈川県立茅ヶ崎里山公園	指定管理料 143,312,000
神奈川県立境川遊水地公園	指定管理料 83,161,000
神奈川県立七沢森林公園	指定管理料 76,340,000 利用料金収入等 4,352,320
神奈川県立相模三川公園	指定管理料 99,765,000
神奈川県立座間谷戸山公園	指定管理料 60,686,000
神奈川県立津久井湖城山公園	指定管理料 133,612,000
神奈川県立山岳スポーツセ ンター	指定管理料 16,834,000 利用料金収入 6,389,457
計	指定管理料 969,818,000 利用料金収入等 156,639,087

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(16) 神奈川県道路公社

ア 監査実施日

平成27年10月29日（平成27年9月24日及び同月25日職員調査）

イ 事業の概要

神奈川県内の区域及びその他周辺の地域において、その通行または利用について料金を徴収することができる道路（高速自動車国道を除く。）の新設、改築、維持、修繕、道路法（昭和27年法律第180号）第13条第1項に規定する災害復旧等その他の管理などを行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成26年度において次の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(7) 出資

資本金	県の出資額	県の出資割合
円 10,781,000,000	円 10,781,000,000	% 100.0

(4) 貸付金

名称	前年度 末残高	平成26年度		年度末 残高
		貸付額	償還額	
本町山中有料道路建設事業に係る横須賀市からの借入金の繰上償還資金貸付金	円 2,000,000,000	円 0	円 0	円 2,000,000,000

(7) 債務保証

名称	保証限度額
神奈川県道路公社の資金借入れに伴う金融機関等に対する債務保証	円 32,111,428,000

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(17) 公益財団法人神奈川県公園協会・株式会社サカタのタネグループ

ア 監査実施日

平成27年12月8日（平成27年11月4日及び同月5日職員調査）

イ 事業の概要

指定管理者として、神奈川県立相模原公園の管理運営業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成26年度において次の施設の管理を行わせているので、これに係る出納その他の事務の執行を監査した。

指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
	円
神奈川県立相模原公園	指定管理料 227,504,000 利用料金収入 2,437,700 駐車場事業収入 8,987,440

エ 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(18) 株式会社湘南なぎさパーク

ア 監査実施日

平成27年12月10日（平成27年10月27日及び同月28日職員調査）

イ 事業の概要

駐車場の管理及び運営、スポーツ施設の管理及び運営、公共施設等の維持管理に関する業務の受託等の事業を行うとともに、指定管理者として片瀬海岸地下駐車場、神

奈川県立湘南海岸公園及び湘南港の管理運営業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成26年度に次の施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資

資本金	県の出資額	県の出資割合
円 730,000,000	円 310,000,000	% 42.4

(イ) 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
片瀬海岸地下駐車場 神奈川県立湘南海岸公園 湘南港	利用料金収入 円 165,662,730
	指定管理料 57,841,000
	利用料金収入等 31,392,020
	指定管理料 117,758,000 利用料金収入等 10,187,846
計	指定管理料 175,599,000 利用料金収入等 207,242,596

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(19) 公益財団法人神奈川県体育協会

ア 監査実施日

平成28年1月5日(平成27年11月5日職員調査)

イ 事業の概要

生涯スポーツ、青少年スポーツ及びスポーツ医学の普及振興等の事業を行うとともに、指定管理者として神奈川県立スポーツ会館の管理運営業務を行っている。

ウ 監査の対象

県は平成26年度において次の財政的援助を行っており、また次の施設の管理を行わせているので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 負担金

名称	負担額
平成26年度国民体育大会等関連事業負担金	円 264,229,000

(イ) 指定管理者による管理業務

指定管理施設名	指定管理料等
神奈川県立スポーツ会館	指定管理料 円 21,932,000
	利用料金収入 2,649,114

エ 監査の結果

負担金等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

(20) 公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター

ア 監査実施日

平成27年11月5日(平成27年9月30日職員調査)

イ 事業の概要

暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動

や不当な行為についての相談事業及び不当な行為による被害者の救援等の事業を実施している。

ウ 監査の対象

県は次のとおり出資しており、また平成26年度において次の財政的援助を行ったので、これらに係る出納その他の事務の執行を監査した。

(ア) 出資

資本金	県の出資額	県の出資割合
円 500,000,000	円 250,000,000	% 50.0

(イ) 補助金

名称	補助額
公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター補助金	円 11,489,717

エ 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行について、不適切事項及び要改善事項は認められなかった。

神奈川県監査委員公表第6号

監査の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月29日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 小 川 久 仁 子
 同 茅 野 誠

第1 監査の種別及び実施団体数

随時監査(臨時財務監査)を本庁機関2箇所について実施した。

第2 監査実施期間

平成27年12月10日及び平成28年2月17日

第3 監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき実施した財政的援助団体等の監査において、各団体に対し財政的援助等を行っている本庁機関に状況を確認する必要があると認められた次の本庁機関2箇所について監査を実施した結果、不適切事項又は要改善事項2件が認められた。

1 保健福祉局保健医療部県立病院課

(1) 監査実施日

平成27年12月10日(平成27年11月13日職員調査)

(2) 監査の結果

(不適切事項)

財産管理事務において、平成23年度の改修工事の際に撤去していた物品(連続ブローオフ装置2点、計1,017,500円)

について、神奈川県病院事業固定資産規則に基づく除却による処分手続をしていなかったため、固定資産(管理)台帳から払い出していなかった。

また、これにより当該物品が所在していないにもかかわらず、公益社団法人神奈川県医師会との間で締結している「指定管理業務に関する基本協定書(神奈川県立汐見台病院の管理に関する基本協定書)」に基づく管理物品として位置づけていた。

2 県土整備局建築住宅部公共住宅課

(1) 監査実施日

平成28年2月17日(平成27年12月1日職員調査)

(2) 監査の結果

(要改善事項)

「神奈川県県営住宅における指定管理者の選定手続に係る件」

県営住宅に係る指定管理業務には県有地に係る維持修繕業務が含まれるが、その対象の県有地が指定管理者の募集要項に明記されていないなど、指定管理者の選定手続に改善を要する点が認められた。

県営住宅に係る指定管理業務には、空地、法地、植栽等の県有地に係る維持修繕業務があるが、その対象の県有地は指定管理者の募集要項に明記されておらず、また、その中には県営住宅から距離のあるものも含まれていた。

地方自治法は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設を普通地方公共団体が設置する場合、その設置及び管理に関する事項を条例で定めなければならないが、またその管理を指定管理者に行わせることができると規定している。

県営住宅は神奈川県県営住宅条例に基づき設置された公の施設であり、その管理を公募により選定された指定管理者が行っている。現在の指定管理者に係る選定手続及び指定管理業務を確認したところ、公募における募集要項には、県営住宅は列記されているものの、維持修繕業務の対象である県有地81件、101,000㎡の所在地、規模等の具体的な内容が明記されていなかった。また、これらの県有地の中には、県営住宅から距離のある行政財産3件、5,000㎡、普通財産62件、51,000㎡が含まれていた。

指定管理者の選定に当たっては、募集要項に示された指定管理業務に係る具体的な実施内容を応募者が提案し、その提案内容に最も高い評価を得た応募者を指定管理者に選定する。このような選定手続に鑑みて、県有地の具体的な内容を募集要項に明記しないことは、これまでに指定管理者に指定された者と新規参入を希望する者との間に情報格差を生じ、公正な競争、とりわけ新規参入を阻害するものと認められる。また、指定管理施設は公の施設であり、公の施設は行政財産であることが想定されていること、及びその設置及び管理に関する事項を条例で定めなければならないことを踏まえると、県営住宅から距離のある行政財産及び普通財産を指定管理施設とすることは指定管理者制度の趣旨に鑑みて疑義がある。

したがって、次期指定管理者の選定に当たっては、維持修繕業務の対象となる県有地を県営住宅条例に設置根拠を有すると認められるものに限定し、その所在地、規模等の具体的な内容を募集要項に明記するなど、公正な競争と指定管理者制度の適切な運用を確保するよう選定手続の改善を図る必要がある。

神奈川県監査委員公表第7号

監査の結果に関する報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月29日

神奈川県監査委員	真島審一
同	高岡香
同	太田眞晴
同	小川久仁子
同	茅野誠

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき実施した財政的援助団体等の監査において、団体に対し財政的援助を行っている本庁機関に状況を確認する必要があると認められた本庁機関1箇所について随時監査(臨時財務監査)を実施した結果、要改善事項1件が認められた。

1 監査実施箇所

保健福祉局生活衛生部環境衛生課

2 監査実施日

平成28年3月7日(平成28年1月26日職員調査)

3 監査の結果

(要改善事項)

「団体に交付している補助金の運用方法に関する件」

県が公益財団法人神奈川県生活衛生営業指導センター(以下「指導センター」という。)に対し交付している生活衛生営業振興事業費補助金のうち、指導センターが県内の生活衛生同業組合(以下「組合」という。)に対し補助している広報等啓発事業費において、消費者の利益に直接結び付かない経費についても補助対象としていた。

環境衛生課では、生活衛生営業振興事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、生活衛生関係営業の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者である県民の利益の擁護に資することを目的に指導センターに対し、生活衛生営業振興事業費補助金を交付している。

そして、当該補助金は、指導センターが実施する事業及び組合が指導センターから助成を受けて実施する事業(以下「組合事業」という。)を対象に助成しており、組合事業のうち広報等啓発事業費については、各組合が利用者及び消費者へのサービス向上に資するため、宣伝媒体の作成及び各種啓発事業に要する経費について、1組合当たり定額617,000円を補助している。

助成を受けた17組合について、広報等啓発事業費の実施状況

を確認したところ、機関紙の発行経費や組合員へのメール便発送経費、組合員を対象とした研修経費といった組合の事業運営に要すると考えられる経費が含まれていた。

環境衛生課では、従前から、組合の刊行物を組合員に配布することも、組合の振興につながると考え、補助対象経費として認めてきており、また、組合員へのメール便発送経費については、送付物の中に利用者及び消費者を対象としたチラシ等も含まれていること、研修（視察）経費については、当該補助事業として実施したバリアフリー映画祭の実施に先立って、先進的な取組事例を視察したもので関連事業として実施したものであることから、対象経費に該当するという認識のもと、県民サービス向上に資するものであれば間接的な経費であったとしても広く補助対象として認めてきた。

しかしながら、一方において、広報等啓発事業を行う補助対象組合の中には、訪日客向けに英文を交えて日本料理を説明したリーフレットを作成するなど、一般消費者を主対象にした広報等啓発事業を行っている組合も多くあることから、補助事業効果がより十分発現できるよう、交付要綱で定める組合が実施する広報等啓発事業費に係る対象経費を利用者、消費者の利益に直接結び付く経費に限定し、今後は、組合内部の組合員を対象とした機関紙発行経費、メール便発送経費、研修経費といった消費者の利益に直接結び付かない経費は補助対象とはしないことを指導センター等へ指導するなどして運用方法を見直す必要がある。